

○厚生労働省告示第二百七十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十七年産あへの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

種類

栽培区域

納付期限

けし耕作者

岡山県美作市

平成二十七年八月三十一日

甲種研究栽培者

北海道名寄市

茨城県つくば市

東京都小平市

長崎県長崎市

鹿児島県熊毛郡中種子町

平成二十七年九月三十日

平成二十七年八月三十一日